

令和8年度 秋田県水防計画（案）

主な変更点について

令和8年6月3日

秋田県建設部河川砂防課



目次

実務編

1 実務編第1章 総則

(1) 1. 2 用語の定義

用語の定義の追加 . . . P. 4

2 実務編第4章 予報及び警報

(1) 4. 1 気象庁が行う予報及び警報

警戒レベル相当情報の体系整理 . . . P. 5

(2) 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

名称及び発表基準の変更 . . . P. 6・7

(3) 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

氾濫発生水位の追加 . . . P. 8

3 実務編第10章 水防活動

(1) 10. 7 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

氾濫等の通報の追加 . . . P. 9

決壊・漏水等の通報の追加 . . . P. 10

資料編

4 資料編第7章 氾濫・決壊・漏水等の通報

(1) 7. 1 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針

法改正に伴う章の追加 . . . P. 11

令和8年5月29日からの防災気象情報の主な変更点

河川氾濫・大雨

- 洪水予報河川では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル5 氾濫特別警報**とした。（発表には、河川管理者の氾濫通報を活用）
- 水位周知河川では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実を図る。
- 洪水警報は、運用せず**、大雨の予報・警報と一体化。（レベル4 大雨危険警報を新設）

土砂災害

- 警戒レベル4相当は、**現在の土砂災害警戒情報からレベル4 土砂災害危険警報に変更。**
- 警戒レベル4相当に至らないレベル3 土砂災害警報発表を大幅に削減。

共通

- 情報名称に**レベルの数字をつけて発表。**
- レベル2では「注意報」、レベル3では「警報」と統一感を持った名称へ。

1 実務編第1章 総則

(1) 1. 2 用語の定義

用語の定義の追加 P.1~4

■高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。

■氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「**氾濫する可能性のある水位**」の名称を変更したものである。

2 実務編第4章 予報及び警報

(1) 4. 1 気象庁が行う予報及び警報 警戒レベル相当情報の体系整理 P.13~14

【課題】

- 情報名称バラバラで、どのレベルに相当する情報なのかわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている（高潮）
- 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

【新しい気象情報】

- 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。

警戒レベル 相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒 情報	高潮特別警 報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替 える可能性が 高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報



警戒レベル 相当情報	防災気象情報			
	洪水に 関する情報	大雨に 関する情報	土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

※国土交通省・気象庁説明資料を転載

2 実務編第4章 予報及び警報

(3) 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

名称及び発表基準の変更 P.22

旧情報名	旧発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫危険情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき(国の洪水予報河川のみ) ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達したときを除く)
氾濫注意情報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

2 実務編第4章 予報及び警報

(3) 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

名称及び発表基準の変更 P.22

新情報名	新発表基準
レベル2 氾濫注意報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル3 氾濫警報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル4 氾濫危険警報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル5 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表
レベル2 氾濫注意報 (警報解除)	レベル4氾濫危険警報又はレベル3氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達したときを除く)
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報又はレベル2氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

2 実務編第4章 予報及び警報

(4) 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

氾濫発生水位の追加 P.24、36

氾濫発生水位とは

■洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

名称変更

氾濫する可能性のある水位



氾濫発生水位

氾濫危険水位

氾濫危険水位

避難判断水位

避難判断水位

氾濫注意水位

氾濫注意水位

水防団待機水位

水防団待機水位

3 実務編第10章 水防活動

(1) 10.7 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

氾濫等の通報の追加 P.63

氾濫等の通報

○通報

■河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、管理する河川等について氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報する。

○通知・周知

■通報を受けた知事(国交大臣が通報者の場合は、水防を担う国交大臣)は、相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知する。

■必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

例外的な対応

○区域

■霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域

○対応

■レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。

3 実務編第10章 水防活動

(1) 10.7 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

決壊・漏水等の通報の追加 P.63～64

決壊・漏水等の通報

○通報

■堤防その他の施設が**決壊**したとき、又は**越水・溢水**若しくは**異常な漏水**が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

○通知・周知

■通報を受けた知事は、**相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき**は、直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知する。

■必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

■水防管理者又は市町村長による**緊急安全確保措置の指示**があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は**直ちに待避**を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

4 資料編第7章 氾濫・決壊・漏水等の通報

(1) 7-1 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針

法改正に伴う章の追加 資料編P.131~145

- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。
- 「通報」は、目視やカメラ画像、水位情報等で緊急安全確保を発表するに資する情報であると河川管理者等がの実際の目視や観測データ等から判断した場合に提供される確度の高い情報であることから、防災気象情報で警戒レベル5相当情報が発表されていなくても、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令するための判断材料となる。

新たな通報制度の概要

